

令和7年4月1日制定

学校法人跡見学園（以下、「学園」という。）は、健全で適正な学校運営、業務遂行を確保し、学園に対する社会的信頼の維持を目的として、学園の役員及び教職員（以下、「役職員」という。）に求められる行動規範を以下のとおり定める。

（１）原則

- ① 人権を尊重し、差別やハラスメントとなるような不適切な言動は行わない。
- ② 法令及び寄附行為その他の学園の諸規程を遵守する。
- ③ コンプライアンスに違反する行為は、黙認することなく、速やかに関係部門又は公益通報窓口に通報する。

（２）教育機関として（学生・生徒との関係）

- ① 教育理念の実現のために、質の高い教育を実践する。
- ② 安全・安心な環境を維持する。
- ③ 学生・生徒の個人情報の保護に十分留意して取り扱い、適正に管理する。

（３）研究機関として

- ① 研究活動において、研究・調査データの捏造・改ざん・盗用などの研究倫理に反する行為は行わない。
- ② 研究活動において個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に十分留意して取り扱い、適正に管理する。
- ③ 研究費の使用にあたっては法令等を遵守し、適正な運営と管理に努める。

（４）労働する場所として

- ① 教職員の個人情報の保護に十分留意して取り扱い、適正に管理する。
- ② 労働関係法令を遵守し、適正な人事、労務管理を行う。
- ③ 安全衛生に関する法令等を遵守し、教職員の健康増進に努める。

（５）取引先として（業者等の取引先との関係）

- ① すべての取引先が学園のよきパートナーであることを十分認識して、公正かつ誠実に対応する。
- ② 契約の締結等により知り得た取引先の機密情報について漏洩等のないよう、細心の注意をもって厳正に管理する。

（６）公益性の高い機関として（社会との関係）

- ① 学校法人会計基準その他の法令等に従い、適切に会計処理を行う。
- ② 法令等に従い、適切に情報公開を行う。

- ③ 情報セキュリティ関連諸規程を遵守し、学園の情報資産を適正に管理し、学内外の情報セキュリティを損ねる行為は行わない。
- ④ 環境保全や資源保護に努め、サステナブルな社会の実現に貢献する。
- ⑤ 反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当な要求には応じない。

附 則（令和7年4月1日）

1. 学校法人跡見学園コンプライアンス行動規範（以下、「行動規範」という。）は、理事会の決議により制定する。
2. この行動規範は、令和7年4月1日から施行する。